

非公認大会の参加可否に関する運用基準

第1条（目的）

この運用基準は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が定める「競技者等に関する規程」第4条（競技者の禁止事項）第2項を踏まえ、非公認大会への参加届け出書の要否基準、届け出書の提出手続き等について定めるものである。

第2条（適用範囲）

この運用基準に基づいて届け出をしなければならない者は、本協会に登録した選手及び公認審判員並びにパワーリフティング関係者（以下「競技者等」という）とする。

第3条（届け出）

- 1 「競技者等に関する規程」第4条第1項第1号に定める非公認大会の他、届け出の必要な非公認大会は次のとおりとする。
 - (1) トレーニングクラブ、トレーニングジムもしくはフィットネスクラブを営む事業者又はパワーリフティング関連商品を販売する事業者等（以下「事業者」という）が、会員向け又は顧客向けのイベント又はお祭りとして開催する記録会、パワーリフティング大会、ベンチプレス大会等の名称のついた各種の競技会
 - (2) 新聞社、TV局等の報道機関がイベントや番組として開催する各種の競技会やコンテスト
- 2 前項の非公認大会に参加を希望する競技者等は、フェアプレイ委員会に対して、別に定める届け出書に開催要項等の関係資料を添付して、事前に提出しなければならない。事後に提出した場合は、不受理、却下とする。
- 3 競技者等が第1項第1号の事業者自身、事業者の従業員又は所属の会員であっても、選手として参加する場合、フェアプレイ委員会に事前に届け出をしなければならない。ただし、スタッフとして参加する場合は、届け出を要しない。
- 4 競技者等が第1項第2号に規定する非公認大会に参加する場合、フェアプレイ委員会の他に、広報委員会にも事前にその旨の届け出をしなければならない。

第4条（処分）

前条第2項に定める届出書の事前提出がない場合、「競技者等に関する規程」に基づく処分の対象となる。

第5条（除外事項）

- 1 非公認大会であっても、競技者等が届け出をせずに参加できるパワーリフティング大会、ベンチプレス大会等の競技会は次の通りとする。
 - (1) 都道府県協会及び都市町村協会が主催する競技会の他、本協会の協力団体として位置づけられている日本パラ・パワーリフティング連盟、プッシュプル・フィットネス連盟が主催する競技会
 - (2) 地方自治体、体育協会等の公的機関、公営体育館（体育センター、スポーツセンター等）等が記念行事、協賛行事、イベントとして開催する競技会

- (3) ボディビル、ウエイトリフティング、アームレスリング、柔道、空手、水泳、陸上競技等、パワーリフティング及びベンチプレスと異なる種目の競技会
- (4) その他、以下のような競技会レベルではないと考えられる行事、イベント、余興等
 - ア 神社の祭礼、縁日等で地域の伝統行事として行われる盤持ち大会、腕相撲大会、力自慢大会等
 - イ 海開き、納涼祭、住民体育祭、地域興しのイベント等に関連して行われる競技会
 - ウ 運動会等の学校行事の一環として行われる競技会

第6条（審査等）

- 1 フェアプレイ委員会は、競技者等からの非公認大会参加届け出書を受領した場合、適正な届け出かどうかを審査した上で承認か否かを決定し、その決定内容を文書にて競技者等に通知するものとする。
- 2 前項の審査にあたり、捺印がない、必要事項の記入がない、関係資料の添付がない等の書類上の不備がある場合の他、記載内容に疑義がある場合、競技者等に問い合わせ確認をするとともに、届け出書の再提出を求め、指定した期日までに適切な回答がない場合、届け出書を不受理、却下とすることができる。
- 3 フェアプレイ委員会は、競技者等に第1項に基づく通知をした後、速やかに理事会にその旨の報告を行うものとし、理事会は、フェアプレイ委員会の審査に対して疑義があれば、理由を示して審査のやり直しを指示することができる。
- 4 前項の指示を受けたフェアプレイ委員会は再審査を行い、その審査結果を理事会に報告するものとし、報告を受けた理事会はその内容を審議し、最終判断を行う。最終判断の結果はフェアプレイ委員会から競技者等に通知するものとする。
- 5 フェアプレイ委員会が非公認大会参加の承認をしたとしても、当該大会の会場内において事故、トラブル等の不測の事態が発生した場合、全て競技者等の自己責任で解決をしなければならないものとし、本協会は一切関知しないものとする。ただし、ドーピング問題に関してはこの限りではない。

第7条 この運用基準に明記のない事項又は疑義のある事項については、フェアプレイ委員会にて協議の上、協議結果を理事会に報告して、解決を図るものとする。

第8条 この運用基準の改廃は、理事会にて決議する。

<附則>

- 1 この運用基準は、平成27年12月5日に制定し、同日より施行する。
- 2 この運用基準は、平成30年6月27日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この運用基準は、平成30年11月7日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この運用基準は、令和元年8月12日に改訂し、同日より施行する。